

令和 8 年度 第 3 回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第 1 項による

2. 日 時 令和 8 年 6 月 10 日 午後 1 時 30 分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第13号 農地法第 3 条許可申請書審議について

議案第14号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による意見の聴取について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

2 番 奥村 恭代	3 番 本田真由美	4 番 上田 一之
5 番 坂本 秀孝	7 番 外村 和彦	1 0 番 井芹 康雄
1 1 番 緒方 知治	1 2 番 田端 孝士	1 3 番 赤星 龍己
1 4 番 岡本 篤幸		

農地利用最適化推進委員

田上 安幸 井上 誠也 後藤 孝一 本田 廣正 緒方 満之

7. 欠席委員

農業委員

1 番 本田 和登	6 番 井本久美子	8 番 野口 拓哉
9 番 永野 健一		

農地利用最適化推進委員

田上 菊夫 井上 聖 亀澤 英治 草場竜一郎 上村 敦之

8. 議事録署名人

2 番 奥村 恭代

3 番 本田真由美

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは定刻になりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は10名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和8年度第3回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず最初に、岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 それでは、皆さん、大変お疲れです。麦の収穫もほぼ終わりました、今は機械の準備、あるいは田植の準備、多忙な毎日を過ごされているかと思います。毎年申しておりますが、熱中症だけは十分に注意をしていただきまして、水分を十分補給をしながら、ぜひ農作業に励んでいただきたいと思います。

昨日の農林水産委員会の中で鈴木憲和大臣が申しておりましたが、私どもが昨年から作成しております地域計画がなかなかうまくいかないような感じを受けておりました。ブラッシュアップをなさいます云々と言っておったわけですが、そういうことを言わなくて、地域の数新たに目標に設定した、こういう内容を申しておりました。

それと、大臣自身、現場の中に入ることによって現場の状況等を見ながら計画を立てていきたいということで申しておりましたので、なかなか地域計画は思うようにいかないなということで、改めて感じたところです。

今日は御覧のように、田植等で何名かの方が休んでおられます。3条案件と農地中間管理機構の関係ですので、議題はそう多くはありませんので、短時間で終わっていきたいと思います。皆さんの御協力をお願いしながら、簡単ではありますが、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 それでは、本日は、2番委員の奥村恭代委員と、それから、3番委員の本田真由

美委員にお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いします。

会 長 それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第13号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第13号、農地法第3条許可申請書審議について、農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。

令和8年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会 長 それでは、早速審議に入ります。

2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

5番委員の坂本委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

それでは、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上、説明を終わります。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。3ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、申請地は田口橋から南西へ約830メートルのところに1筆ございます。

説明は以上です。

会 長 続きまして、5番委員の坂本委員から農地の耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の坂本です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の貸借について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。お手元

のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については該当しません。

③については該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については該当しません。

⑥については問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。13番委員の赤星委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の赤星です。

先月の5月27日に、岡本会長と3番委員の本田真由美委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字田口に1筆あります。

申請地には米の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ありがとうございます。ただいま13番委員の赤星委員から現地調査の報告、また、5番委員の坂本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、意見もないようでございます。

それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第14号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、4ページをお願いします。

議案第14号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年6月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の5ページをお願いします。

甲農第400号、令和8年5月26日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐

町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について（諮問）。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。

農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので諮問いたします。今回の計画につきましては、令和8年8月1日貸付開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田が11筆の11,646平米、畑が1筆の761平米となります。

委員の皆様には審議していただくのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

会 長 それでは、6ページをお願いします。

議案第14号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について審議をいたします。

番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。9ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに県道嘉島甲佐線が走っておりまして、ネッツトヨタ熊本株式会社、木村のあられさんがございます。申請地は、木村のあられから東へ約600メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号1番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようですので、採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

事務局 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。10ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに龍野小学校、ふれあい広場がありまして、申請地は、ふれあい広場から西へ約500メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号2番の相手方は地域の担い手で、主に米、WC Sの作付けをされていますが、今回の申請地には野菜の作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。11ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら甲佐町から御船町方面に国道443号線が走っておりまして、こちらに甲佐大橋がございます。番号3番の申請地は、甲佐大橋から北へ約230メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番の相手方は、担い手ではございませんが、農業をされている方で、主に米、麦、大豆、野菜の作付けをされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については原案のとおり決定をしまいたします。

続きまして、番号4番について審議したいと思いますが、この相手方は4番委員の上田委員の親族です。参与の制限に該当しますので、番号4番の審議が終わるまで、上田委員は退席をお願いします。

(上田委員退出)

それでは、番号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに乙女小学校がございまして、番号4番の申請地は、乙女小学校から南東へ約700メートルのところに1筆でございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号4番の相手方は認定農業者で、主に米、大豆、野菜の作付けをされています。今回の申請地にも米、大豆の作付けを計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については原案のとおり決定をしまいたします。

上田委員の入室を認めます。

(上田委員入室)

それでは続きまして、番号5番と番号6番は相手方が同一のため、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・貸借期間・移動の理由・契約の

種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。13ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋がございまして、番号5番の申請地は、田口橋から西へ約1.2キロメートルのところに2筆、このように点在しております。

また、番号6番の申請地につきましては、田口橋から西へ約1.3キロメートルのところに2筆、隣接しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号5番、6番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされております。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付けを計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番、6番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。

それでは、番号7番について審議をいたします。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。14ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら、県道嘉島甲佐線が走っておりまして、熊本ダイハツ販売株式会社さんがこちらにございます。番号7番の申請地は、熊本ダイハツ販売株式会社さんから南へ約160メートルのところに1筆ございます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号7番についての説明があったところです。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようですので、採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号8番について審議をいたします。

この案件も農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から農地を買い上げる案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに国道443号線が走っておりまして、町民センターがこちらにございます。番号8番の申請地は、町民センターから北へ約100メートルのところに1筆ございます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号8番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

それでは、番号9番について審議したいと思います。

この案件は、農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら県道稲生野甲佐線が走っておりまして、番号9番の申請地は、宮尾入口から約1.6キロメートルのところに1筆ございます。

番号9番の相手方について御説明いたします。

番号9番の相手方は認定新規農業者で、主にトマト、ミニトマトの作付けをされています。

今回、この申請に至った経緯をまず補足説明いたします。この申請地の隣の農地にハウスを建てられた際、業者が今回の申請地との境にある畦を取ったため、もとの所有者だった方と相談し、畦を復旧するよりも売買ったほうが互いに都合がよいということになりまして、今回、所有権を移転することとなりました。

今回の申請地には、来年から米を植えられることも検討されてはいらっしゃいますが、ハウス内に浸水することを懸念されていまして、当面は荒れないように維持・管理をされていく意向ということでした。

今後もし米を耕作されることにした場合は、コンバイン等の機械はリースで対応するということでしたが、周辺農地の方の御意向も伺いながら耕作作物は米に移行したいとのことでした。

農地が荒れないように維持・管理は必ずしていくとのことでしたので、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から詳しく説明がありました。
 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
 外村委員、どうぞ。

○ 7 番 ここは水はなかですよ。効率よくはできんと思うな。だっでんやめてしもうとらすとだけんがここん並びは、水のなかけん。そして、道のあるけん、川の水が出たら上げられんし。今、下でしよらすとは、トマトは雨水でためてからしよらすとやけんが。

推進委員 今の、上のほうに向かって4筆ぐらいは田んぼをつくりよります。この田んぼに係る水の、ため池の改修が8年度には終了するという話がございましたけれども、いろいろ確認しますと、10年か11年頃にしか完成しないということで、当面は四、五筆を賄うぐらいの水はございます。

会 長 ありがとうございます。注意書きのところで説明しましたように、必ずしも確定して米作るということではありませんので、そこは臨機応変な対応をされると思います。畦を取った関係でそういう対応をされるということですので、そういうことで御理解をいただければと思います。

ほかに何かございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号9番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号10番について審議したいと思います。

この案件も、農地中間管理機構を活用した農地の売買で、熊本県農業公社が所有

者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら、国道443号線が甲佐町から熊本市方面に走っておりまして、こちらに安津橋がございます。申請地は、安津橋から南東へ約220メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号10番の相手方は認定農業者で、主に米、麦の作付けをされています。今回の申請地にも米、麦の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございますので、採決を行います。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号10番については原案のとおり承認をいたします。

それでは、今日は議案が少なかった関係で、提案された議案については終了いたしましたので、あとは事務局のほうへバトンを渡します。

事務局長

これをもちまして、第3回定例農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

2 番

3 番